

令和5年度 芦屋市立休日応急診療所運営協議会会議録

日 時	令和6年3月21日（木） 午後2時45分～3時15分
会 場	芦屋市医師会医療センター 2階会議室
出席者	会長 澤田 喜博 委員 池本 秀康、伊藤 昭裕、南 正人、中西 勉、濱田 康男 欠席 平林 弘久、仁科 瞳美 事務局 鳥越 雅也、濱田 真規子、福永 拓馬、 小菅 穂波、山部 智之
事務局	こども家庭・保健センター
会議の公表	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議題
 - ① 令和4年度受診状況及び決算額について
 - ② 令和5年度受診状況について
 - ③ 令和6年度予算（案）について
- (3) 閉会

2 提出資料

- 資料1 令和4年度芦屋市立休日応急診療所診療日報合計
- 資料2 令和4年度休日応急診療所決算額内訳
- 資料3 令和5年度芦屋市立休日応急診療所診療日報合計
- 資料4 令和6年度休日応急診療所予算内訳（案）

3 審議経過

- (1) 開会
 - (会議の成立)開会時点で委員総数8人中6人の出席があり、芦屋市立休日応急診療所運営協議会設置要綱第6条第2項により成立していることを確認。
 - (会議の公開)
 - 芦屋市情報公開条例第19条により、公開とすることを確認。
 - (委嘱状の交付)
 - (委員・事務局紹介)
- (2) 議題
 - ・議題1『令和4年度受診状況及び決算額について』
 - 資料1「令和4年度芦屋市立休日応急診療所診療日報合計」・資料2「令和4年度休日応急診療所決算額内訳」の説明
 - (事務局：小菅より説明)

南委員：指定管理料や指定管理料増額分とはどういうものか。

事務局鳥越：指定管理料は5年間定額でさせていただいている。指定管理料増額分は休日応急診療所ですのでGWや年末年始等、急に受診者数が増えた場合については、先生方を増員し診療体制を整えているので、その分について増額分という形で分かるように内訳を示している。

南委員：人件費ということですね。

事務局鳥越：その通りでございます。

中西委員：資料2について、収支が1,250万円ほど赤字になっているが、この事業は毎回このようなものか。事業として成り立っているのか。

事務局鳥越：表の真ん中の段、差引のところを見ていただきますと、令和2年度から2,300万円、令和3年度1,800万円、令和4年度1,200万円と受診者数が少なくなるにつれて赤字が増額している。

中西委員：受診者数が増えてくると赤字が減ってくると理解でいいか。

事務局鳥越：患者の自己負担額や診療報酬が入ってきて、歳入が増えるので一定赤字が抑えられる形になると思う。

池本委員：赤字でも構わないのか。

事務局鳥越：市民の皆様の休日の命をお預かりしているので、すべて黒字を目指すのは難しい。休日に急にお越しをいただく所がこちらでまず一次の救急ということで診療をしているので、一定市が負担するものと考えている。

澤田会長：コロナ期でまだ体制が整っていない中で、受診される方の人数を制限したり、感染の防御のための対策をしたりしていたので、以前ほど受診率が高くなかったというのがあると思うが、令和元年度以前の資料もあるか。

事務局鳥越：ご用意はできておりませんので、今後は、コロナ期以前分につきましても、推移を見ていただけるようする。

中西委員：令和元年度は300万円程の赤字で、令和2年度からコロナで診療を抑えてもらっていた。指定管理料は5年間毎年一律で決まっていて下げられない、一方受診が少なく診療報酬が入ってこないということで赤字になっていた。コロナが明けてきたら改善する見込みがあるとみていいか。

事務局鳥越：受診者数が令和2年度600数十名、令和3年745名、令和4年960名令和5年度は2月まで約1,882名となっている。令和5年度はインフルエンザもあり、コロナも5類になったというところで受診をされる方が相当数あり、増加傾向にある。

池本委員：赤字になるのは仕方ないということだが、ではこの委員会をする意味は何か。赤字が少ないほうがいいという風に考え、そのために知恵を絞らなければならないのか、あくまで福祉だから赤字のことはそこまで気にしなくていいと考えたらいいのか。

事務局鳥越：所掌の事項としては、臨時の診療日の開設に関する事や診療体制の変更、使用薬品等の改廃を主にご審議していただいており、赤字の改善をどうしたらいいかというところではない。指定管理であれば本来自主事業を行い、黒字化を目指すということであるが、今年度までは指定管理だが、来年度からは業務委託に戻させていただく。これは裏返して言うと自主事業で儲ける策というのではなくて、休日病気になられた市民の皆様が診察に来ていただけるということを第一に考えてさせていただいている。

澤田会長：薬品の在庫について今までしっかりと管理がなされていなかった部分があるので、私が管理医師になってからは、必要なものはできるだけ追加の発注しないようにして、なんとか黒字化になるよう努力している。

・議題2『令和5年度受診状況について』

資料3 「令和5年度芦屋市立体日応急診療所診療日報合計」の説明

(事務局：小菅より説明)

澤田会長：令和4年度から令和5年度で、人数が960人から1,882人に増えているので、歳入もおそらく倍近くになるとすると赤字部分が改善すると思っていいか。

事務局鳥越：患者様の負担金も診療報酬も入ってくるので歳入が大分増額すると思う。赤字部分については、少なくなってくると考えている。医薬材料費についても、不要なものをずっと置いておくというわけではないので、必要数だけを管理して枯渇しないよう発注してもらうようになると、歳出も見直しが図れると考えている。

・議題3『令和6年度予算（案）について』

資料4 「令和6年度休日応急診療所予算内訳（案）」の説明
(事務局：小菅より説明)

南委員：指定管理と業務委託の違いは何か。

事務局鳥越：業務の内容では違いはない。指定管理は行政処分として議会の議決を経ないといけない。基本的に5年間、この金額でこの年間数という議決が必要になる。委託は契約行為になるので、予算としては議決を経るが、それ以外の議決を経る必要はなくなる。

休日応急診療所は他の指定管理と異なり、自主事業をして歳入を伸ばす、収益を出すのが難しい。

平成15年に地方自治法が改正され、休日応急診療所も指定管理になり指定管理料も決めてきたが、先ほど申し上げたとおり、緊急的な受診者数の増加も見込みながら毎年予算立て出来るということもあり、メリットもない中で、来年度から業務委託という形に戻させていただく。

池本委員：資料2の令和4年度患者数が960人で診療報酬が1,220万円。去年、患者数が倍になっているということは、予算額は1,200万円だけど歳入も倍になる可能性があるということでいいか。

事務局鳥越：予算を立てる際、前々年の決算値・人数を見ながらする。令和5年度がこのままの人数で推移していくのであれば、令和7年度の予算を立てる際にはそれなりの数値で歳入を見込むことになる。予算額に反映させるには、どうしても時期ずれがあると理解してもらえればと思う。

澤田会長：歳入歳出は年度ごとに変動していく可能性があるということか。

事務局鳥越：実際は、実質の受け入れ受診者数によって診療報酬、自己負担金も上がることになるし、受診者数が増えると先生方の増員をさせていただき、歳出も増えることになる。歳入で言うと、受診者数が1,800名で約2倍入ってくると考えている。歳出は、通常先生1名で見ていただいているのを2名にするところをどう見ていくかによって歳出金額が変わってくる。

池本委員：コロナの影響でここ数年は特別だったと思うが、これ以前はだいたい変わらなかつたのではないか。決まった予算で、執行も同じようなものだったのではないか。

事務局鳥越：この度はインフルエンザとコロナで発熱があった際、気軽にお越し頂いて陰性陽性を見ていただくということで受診者数が増えているのが現状だと考えている。

(3) 閉会